

No.	施設区分	書類区分	送付日	問	回答
1	共通	募集要領	R3. 9. 16	「開設時期令和4年9月30日までとする」となっているものについて、工程上、開設時期が上記時期より延びる場合は応募することはできないのか。	不測の事態等により、期日までの開設が困難となった場合には必要に応じて時期を調整することも想定されますが、募集時点で、期日以降の開設を無条件に認めるものではありません。募集要項において規定する期日までに開設することを見込んで計画してください。
2	Q 認知症対応型 共同生活介護	募集要領	R3. 9. 22	開設を計画する認知症対応型共同生活介護事業所に増築することにより、障がい者グループホームを計画しているが、図面等に計画の概要などは記載する必要はあるのか。	同時に建設する場合は、概要の説明の必要がありますが、現時点で建設を計画しているものが、認知症対応型共同生活介護事業所である場合は、募集種別に係る建設計画のみ記載してください。
				夫婦部屋を計画しているが問題はないか。その際の床面積は1人あたり7.43平米以上×2名分とする必要があるのか。さらに、その場合の定員の数え方は2名で数えるのか。	盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第114条第3項において、利用者の処遇において市長が必要があると認めた場合は、2人とすることができるものとしております。計画内容を審査する段階では、2人部屋の可否を判断することが困難であるため、2人部屋を検討する場合には、1つの居室の定員を1とする場合にも対応できるように整備計画を立ててください。また、実際に2人部屋を整備する場合は、運営事業候補者として選定された後も、市介護保険課に対して必要な相談を行ってください。 なお、2人部屋にする場合、特に居室面積の最低基準は示されておりませんが、十分な広さを確保することを要件とし、定員は2名として計上してください。